

お客さま 各位

預金残高1万円未満の口座解約手続きにおける印鑑レスの取扱い開始について

呉信用金庫

平素は呉信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、預金残高1万円未満の口座解約手続きについて、お届印の押印を不要とする印鑑レスの取扱いを開始するとともに、関係する預金規定を下記のとおり改定いたします。

記

1. お取扱い内容

(1) 対象のお客さま

個人および個人事業主のお客さま

(2) 対象となる預金口座

預金残高が1万円未満の普通預金、貯蓄預金、納税準備預金

(3) お手続きに必要なもの

ご本人さまが以下の①②をご持参のうえお手続きをお願いいたします。

① 通帳およびキャッシュカード

② 顔写真付本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

2. 取扱開始日

2021年4月1日（木）

3. 改定する預金規定

① 普通預金規定

② 貯蓄預金規定

③ 納税準備預金規定

4. その他

以下の口座は、解約時にお届印の押印を不要とする印鑑レスの取扱いの対象外とさせていただきます。

① 投資信託、公共債等の指定口座

② カードローン契約口座およびお借入の返済口座

③ 出資金の配当金受取口座

④ 個人インターネットバンキングサービス等のサービス利用口座

⑤ その他当金庫が定める所定の口座

以 上